

環境保全協定書

管理委員会

鳥取中部ふるさと広域連合（以下「甲」という。）とクリーンランドほうき管理委員会（以下「乙」という。）とは、甲が東伯郡北栄町国坂地内に設置したクリーンランドほうき（以下「クリーンランド」という。）の操業に係る環境保全に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全に係る、関係諸法令を遵守するほか、必要な事項を定めるものとする。

（甲の責務）

第2条 甲は、クリーンランドの操業に伴い誠意をもってこの協定を履行する。

（環境保全対策）

第3条 甲は、クリーンランドの操業にあたり、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全等を図るために次の事項を定め、最善の努力をはらうものとする。

- （1） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に定める検査測定等を行い、誠意をもって適切なクリーンランド運営にあたるものとする。
- （2） クリーンランドの処理水については、関係法令および別紙排出基準を遵守するものとする。
- （3） 万一地域住民の健康、生活環境等に被害を与えたときは、直ちに専門的見地からその原因の解明に努め、乙と協議のうえ適切な措置を講じるものとする。
- （4） 環境保全上有益な新技術の開発がなされた場合、それら新技術の導入をはかることに努めるものとする。

（環境測定の実施等）

第4条 甲は、前条第1項第1号に基づく検査測定を定期的に行い、その結果を乙及び立会人、関係区長に年1回報告するものとする。

2 甲は、前項による測定結果をクリーンランド内で常に明示できる状態にしておくものとする。

（施設利用に関する遵守事項）

第5条 甲は、クリーンランドの操業にあたって敷地内を清潔に保持し、環境の美化に努めるとともに次の事項を遵守しなければならない。

- （1） クリーンランドへの搬入物は、ほうきリサイクルセンターで処理したごみ焼却残渣・不燃物残渣、及び中部クリーンセンターから処理したし尿焼却残渣とし、搬入車輛からの飛散防止、臭気防止対策に万全を期するものとする。

(2) クリーンランド敷地内では、上記搬入物の野積みはしないものとし、覆土材(真砂土)は、ストック場を設け適切に管理するものとする。

(3) クリーンランド敷地内から発生する処理水及び雨水排水については、地下浸透、又は海域放流のいずれかで放出するものとする。

(事故時の措置)

第6条 甲は、クリーンランドにおいて、故障その他の事故等が発生し、これにより第三者に損害を与え、又はそのおそれがあると認められるときは、直ちにその事故について適切な処置を講ずるとともに、遅滞なく乙にその状況を報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を受けた場合、必要と認めるときは、甲に対し、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を執るべきことを要請することができる。この場合において、甲は、速やかに乙と協議し、必要な措置を講じなければならない。

(補償の措置)

第7条 甲は、第3条第1項第2号の地域住民の健康、生活環境に被害を与えたとき、及び第6条の事故時の措置において必要と認めた場合は、その被害に対し、乙と協議のうえ適切な補償措置を講ずるものとする。

(施設等の変更)

第8条 甲は、この協定締結後、施設等の増改築、用途変更等に関する重要な施設等の一部を変更しようとするときは、事前に乙と協議しなければならない。

(施設等の閉鎖)

第9条 甲は、甲の施設等を閉鎖するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、甲・乙確認のうえ、閉鎖するものとする。

(疑義事項等の協議)

第10条 この協定に定めのない事項で必要があるとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定を定める事項を変更しようとするときは、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

附 則 この協定は平成16年8月25日から適用する。

2 平成12年12月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則 この協定は平成28年2月8日から適用する。

2 平成16年8月25日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙及び立会人記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成28年2月8日

甲 鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長 石田 耕太郎



乙 クリーンランドほうき管理委員会
委員長 斉尾 智弘



立会人 北栄町長 松本 昭夫



(別紙)

○ 排水基準
(有害物質)

(No. 1)

	項 目	基準値 (mg / L 以下)	備 考
1	カドミウム	0.03	
2	シアン	1	
3	有機燐化合物	1	
4	鉛	0.1	
5	六価クロム	0.5	
6	砒素	0.1	
7	総水銀	0.005	
8	アルキル水銀	検出されないこと	
9	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	0.003	
10	トリクロロエチレン	0.1	
11	テトラクロロエチレン	0.1	
12	ジクロロメタン	0.2	
13	四塩化炭素	0.02	
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04	
15	1, 1-ジクロロエチレン	0.2	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02	
20	チウラム	0.06	
21	シマジン	0.03	
22	チオベンカルブ	0.2	
23	ベンゼン	0.1	
24	セレン	0.1	

(その他)

(No. 2)

	項 目	基準値 (mg/L 以下)	備 考
1	水素イオン濃度	5.8～8.6	単位 pH
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	20	
3	化学的酸素要求量 (COD)	50	
4	浮遊物質 (SS)	10	
5	ノルマルヘキサン抽出物質	5	鉱油類
6	ノルマルヘキサン抽出物質	30	動植物油脂類
7	フェノール類	5	
8	銅	3	
9	亜鉛	2	
10	溶解性鉄	10	
11	溶解性マンガン	10	
12	クロム	2	
13	フッ素	8	
14	大腸菌群数	3,000個/cm ³	
15	窒素	120	日平均 60
16	磷	16	日平均 8

○ 排水基準 (ダイオキシン類特別措置法総理府令)

項 目	基準値 (pg-TEQ/L 以下)	備 考
ダイオキシン類 (コプラナPCB含む)	10	

中部府
鳥取県
ふるさと
域連合
長印

クリーンランド
ほうき管理
委員会
委員長印

鳥取県
東伯耆
長久保
市長印